

令和5年 業種別労働災害発生状況

(令和5年1月1日～8月31日)

浦河労働基準監督署

浦河署管内	令和5年			前年同期			対前年		本年分 割合(%)	
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		
全産業計	1 (1)	108	109	1 ()	122	123	-14	-11.4%	100%	
業 種 内 訳	製造業	()	6	6	()	10	10	-4	-40.0%	5.5%
	食料品	()	1	1	()	4	4	-3	-75.0%	0.9%
	木材木製品	()	2	2	()	2	2			1.8%
	家具・装備品	()			()					
	窯業・土石	()	1	1	()			1		0.9%
	金属・機器	()			()	1	1	-1	-100.0%	
	その他	()	2	2	()	3	3	-1	-33.3%	1.8%
	鉱業	()			()					
	土石採取業	()			()					
	建設業	()	6	6	1 ()	6	7	-1	-14.3%	5.5%
	土木工事業	()	5	5	1 ()	1	2	3	150.0%	4.6%
	建築工事業	()	1	1	()	2	2	-1	-50.0%	0.9%
	木造建築業	()			()	2	2	-2	-100.0%	
	その他	()			()	1	1	-1	-100.0%	
	道路貨物運送	()	2	2	()	2	2			1.8%
	その他の運輸	()			()					
	陸上貨物取扱	()			()					
港湾荷役業	()			()						
林業	()	1	1	()	1	1			0.9%	
漁業	()	3	3	()	3	3			2.8%	
卸・小売	1 (1)	1	2	()	3	3	-1	-33.3%	1.8%	
清掃業	()	1	1	()	4	4	-3	-75.0%	0.9%	
畜産業	()	74	74	()	68	68	6	8.8%	67.9%	
その他の事業	()	14	14	()	25	25	-11	-44.0%	12.8%	

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により作成したものです。

死亡災害者数の()欄は交通事故(道路交通法適用)で内数。

1 労働災害発生状況について

令和5年8月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上の労働災害は109件で、前年同期より14件減少となっています。8月中に把握した労働災害は9件で、業種別の内訳は製造業2件、畜産業6件、その他の事業1件でした。

当署管内において7月末に1件の熱中症による休業災害が発生しました。今年は例年のない暑さが続いています。先月ご案内した「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の期間は9月末までとなっていますので、引き続き 暑さ指数に基づく作業の中断やこまめな休憩の取得、水分・塩分の摂取等の熱中症対策にご留意下さい。事故の型別統計は以下の通りです。

事故の型別統計(軽種馬産業除)(令和5年1月1日から同年8月31日まで)

	墜落、転落	転倒	はさまれ、巻き込まれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	交通事故(道路)	激突され	動作の反動、無理な動作	その他	総計
件数	5	10	2	2	1	1	1	2	2	7	35
全体占有率	14%	29%	6%	6%	3%	3%	3%	6%	6%	20%	100%

2 令和5年度全国労働衛生週間について

9月1日から9月30日は令和5年度全国労働衛生週間の準備月間です。

令和5年度の全国労働衛生週間のスローガンは、「目指そうよ二刀流 こころからだの健康職場」です。誰もが安心して健康に働ける職場づくりを目指して本週間(10月1日～10月7日)に向けて準備しましょう。リーフレット、参考資料のダウンロードは以下のURL、QRコードを活用ください。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/> (中災防特設ページ)

QRコードはこちら



今月のコメント

高所からの墜落災害防止対策について（軽種馬産業含む）

本年8月末現在において、仕事中に2メートル以上の高所から墜落して怪我をする災害が6件発生しております。被災者は幸いにも一命を取り留めておりますが、いずれも休業1～3か月程度の重症を負われています。高所からの墜落は死亡災害につながる重大な労働災害です。

労働安全衛生法においても、2メートル以上の高所で労働者に作業をさせる際は、
安全な作業床を設けること

作業床の端、開口部に手すり、囲い等の墜落防止設備を設置すること

による措置が著しく困難な場合は、労働者に要求性能墜落制止用器具（以下「安全帯」という。）を使用させること

と定め、罰則付きで労働者の安全確保対策を使用者に義務付けております。

高所からの墜落災害は上記措置を講じていれば防げたものが大半となります。

つきましては、墜落の危険がある作業を行う際は上記措置を徹底し、墜落災害撲滅にご協力願います。

令和5年 高所からの墜落・転落災害発生状況

【安全な作業床を設けていなかったもの】

発生月	業種	災害の状況
3月	製造業	被災者は脚立をはしご状にして使用し、地上3メートルの高さで既設看板を取り外す作業を行っていたところ、はしごの脚部が滑り、地面に墜落した。

【作業床の端、開口部に手すり、囲い等を設置していなかったもの】

3月	製造業	被災者は工場2階の物置から段ボールを下ろす作業中、軍手が引っ掛かったため抜こうとした所、後方に反り返り2階作業床の端から2m下の1階に墜落した。
7月	建設業	被災者は高さ3.5mの足場最上部の床板上で外壁の防水施工を行っていたところ、体調不良を覚えたと同時にバランスを崩し、地上まで墜落した。
7月	畜産業	被災者は梯子道を昇って厩舎2階に上がり牧草ロールの整理作業に従事していたところ、誤って床面に設けられた昇降口から2m下の1階に墜落した。

【安全帯を着用していなかったもの】

5月	建設業	被災者は草刈り作業中に足を滑らせ、脇にあった3.5m下の用水路に転落した。
8月	畜産業	被災者は厩舎2階の床面に設けられた開口部から、鍬を使って牧草を1階に落す作業に従事していたところ、誤って開口部から2.5m下の1階に墜落した。